

第5回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年1月20日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和7年1月27日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主 査 佐川 千恵

本日の案件 第5回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後2時5分

議長

本日の出席委員は20名であります。
 定足数に達しておりますので、第5回一関市農業委員会総会を開会いたします。
 なお、3番 菅原 良博 委員、4番 佐藤 宗雄 委員、9番 渡邊 克洋 委員、19番 佐藤 想司 委員より欠席の届出がありました。
 行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
 議案審議に入る前に、お諮りいたします。
 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に11番 阿部 久美子 委員、12番 後藤 修 委員を指名いたします。
 書記には、浅岡 局長補佐、佐川 主査 を指名いたします。
 審議に入ります。
 「報告第10号 専決処分の報告について」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第 10 号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第 3 の 3 の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第 1 号から 5 ページの第 18 号までの 18 件の届け出であり、専決処分の日は令和 7 年 1 月 16 日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 10 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 10 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 11 号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

6 ページをお開き願います。

報告第 11 号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第 1 号及び第 2 号の 2 件 2 筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第 4 の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書

の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、いずれも利便性向上であり、隣接する市道と同じ高さまでの盛土、隣接する農地と同じ高さまでの盛土、となっております。

なお、大東、室根の各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 11 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 11 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

8 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請 5 件です。

第 1 号と第 2 号については、いずれの貸付人も耕作管理できない状態にあることから、同一の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 7 年 3 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年間で賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

9 ページをお開き願います。

第 3 号については、譲渡人が亡くなったことから、譲受人が経営規模拡大のため共有名義人である譲渡人の持分を売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 4 号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10 ページをお開き願います。

第 5 号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けし

ようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月1日から令和11年12月31日までの5年間で賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲受人が経営規模拡大のため譲渡人に対し売買による農地の取得を申し出たものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請3件です。

第8号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第9号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第10号については、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、親族である譲受人が農地を継続して管理していくため贈与により農地を取得しようとするものです。

12ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第11号については、譲渡人が経営移譲のため後継者である譲受人に対し贈与しようとするものです。

次に、東山地域に係る申請2件です。

第12号と13ページの第13号については、譲渡人と譲受人の間で、利便性向上のため農地を交換しようとするものです。

13ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第14号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第15号については、貸付人が耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月1

議 長

日から令和12年2月28日までの5年間となっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第28号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

7番

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

菅原 聡子 委員

現地調査日、令和7年1月14日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 渡邊委員、私 菅原、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小岩委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから、問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 多賀幸 委員

現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐々木委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから、問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

5番

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

及川 務 委員

現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 小崎委員、三浦委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第8号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから、問題ないと思われま

議長

報告は以上です。
ありがとうございました。

22番

遠藤 真一 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 畠
山委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。
報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書の
とおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効
率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから、問題
ないと思われます。

議長

2番

鈴木 弘也 委員

報告は以上です。
ありがとうございました。
次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。
東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午前10時より、現地
調査員 農業委員 佐藤委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委
員 千葉委員、佐藤委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池
主任主事で行いました。
報告内容、第12号から第13号について、別紙農地法第3条現
地調査書のとおりに現地確認又は航空写真等により調査した結果、
いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと
から、問題ないと思われます。

議長

17番

藤原 美喜男 委員

報告は以上です。
ありがとうございました。
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。
室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午前9時より、現地
調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委
員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 吉田係長、小野
寺主任主事で行いました。
報告内容、第14号から第15号について、別紙農地法第3条現
地調査書のとおりに現地確認又は航空写真等により調査した結果、
いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと
から、問題ないと思われます。

議長

報告は以上です。
ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって「議案第 28 号」を可と決します。 次に、「議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>14 ページをお開き願います。 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請 1 件です。 第 1 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。 次に、川崎地域に係る申請 1 件です。 第 2 号は、借受人が空き家整理のための仮設進入路を整備するため一時転用申請するものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断しました。 なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。 以上、2 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 29 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
7 番		<p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。 一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。</p>

菅原 聡子 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p>
議 長	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>
23番 千葉 平 委員	<p>第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。</p>
議 長	<p>報告は以上です。 ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。 川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p>
議 長	<p>現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 金野主任主査で行いました。</p>
議 長	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>
議 長	<p>第2号、申請人が仮設進入路として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。</p>
議 長	<p>報告は以上です。 ありがとうございました。</p>
佐藤局長補佐	<p>以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>
議 長	<p>「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第29号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第30号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。 15ページをお開き願います。</p>
議 長	<p>議案第30号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p>

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

16 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が59件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式が142件です。

始めに貸借権設定ですが、第1号から18ページ第8号までの8件は、一関地域に係る申請です。

19 ページをお開き願います。

第9号から30ページ第28号までの20件は、花泉地域に係る申請です。

31 ページをお開き願います。

第29号から33ページ第35号までの7件は、大東地域に係る申請です。

第36号から35ページ第39号までの4件は、東山地域に係る申請です。

第40号から42ページ第53号までの14件は、室根地域に係る申請です。

第54号から45ページ第59号までの6件は、藤沢地域に係る申請です。

46 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号から47ページ第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

48 ページをお開き願います。

第3号から49ページ第6号までの4件は、藤沢地域に係る申請です。

50 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式ですが、第1号から第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

第3号から54ページ第32号までの30件は、大東地域に係る申請です。

第33号から73ページ第141号までの109件は、千厩地域に係る申請です。

第142号は、東山地域に係る申請です。

各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 30 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 2 号については、21 番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 30 号」【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 2 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって第 1 号から第 2 号を除き可と決します。</p> <p>次に、【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 2 号について審議いたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は退室願います。</p> <p>（午後 2 時 24 分 退室）</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>第 1 号から第 2 号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第 1 号から第 2 号を可と決します。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は入室願います。</p> <p>（午後 2 時 25 分 入室）</p>
議	長	<p>佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 30 号」【農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）】第 1 号から第 2 号を可と決しました。</p> <p>次に、「議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>74 ページをお開き願います。</p>

議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

この形式につきましては、議案第 30 号のほうで一関市農用地利用集積計画というものがありますが、これに替わる制度でございます。

今年度末をもって旧農業経営基盤強化促進法の経過措置が廃止されますので、今後は地域計画に基づいて、こちらの方法によって農地集積が進められていくという形になりますので、過渡期として今月と来月の総会には 30 号の形式、この 31 号の形式、両方が並存する形となります。

76 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借・再配分が 17 件、貸借・一括方式が 12 件です。

始めに貸借・再配分ですが、第 1 号から 77 ページ第 13 号までの 13 件は、藤沢地域に係る申請です。

第 14 号から第 15 号までの 2 件は、川崎地域に係る申請です。

第 16 号から第 17 号までの 2 件は、室根地域に係る申請です。

79 ページをお開き願います。

次に、貸借・一括方式ですが、第 1 号から 80 ページ第 12 号までの 12 件は、藤沢地域に係る申請です。

各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「地域農業経営基盤強化促進計画」に適合するものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 31 号」の説明を終わります。

なお、【農用地利用集積等促進計画案（再配分）】第 1 号から第 13 号について、12 番 後藤 修 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 31 号」【農用地利用集積等促進計画案（再配分）】第 1 号から第 13 号を除き可と決する方は挙手願います。

議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって第1号から第13号を除き可と決めます。</p> <p>次に、第1号から第13号について審議いたします。</p> <p>後藤 修 委員は退室願います。</p>
議	長	<p>(午後2時34分 退室)</p> <p>審議願います。</p>
議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>第1号から第13号を可と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第1号から第13号を可と決めます。</p> <p>後藤 修 委員は入室願います。</p>
議	長	<p>(午後2時35分 入室)</p> <p>後藤 修 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第31号」【農用地利用集積等促進計画案（再配分）】第1号から第13号を可と決しました。</p> <p>次に、「議案第32号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>81ページをお開き願います。</p> <p>議案第32号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、大東地域2件、藤沢地域1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第32号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>

7番
菅原 聡子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

議 長

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、昭和60年頃から、庭として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

5番
及川 務 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、昭和58年頃から宅地の一部として利用している。また、防風や土留めのために植林した部分もあり、既に農地性は失われている。

第3号、昭和30年頃に観音堂巡りの巡路として植林し、以後、境内地として利用していることから、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

議 長

8番
佐藤 和威治 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年1月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 菅原委員、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、高橋委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、昭和7年頃から宅地進入路、昭和49年頃から農業用施設敷地及び進入路として利用しており、既に農地性は失われている。

菅原委員に代わり報告いたします。

ありがとうございました。

議 長

以上で現地調査の結果報告を終わります。

		審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 32 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 32 号」を可と決します。 次に、「議案第 33 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		83 ページをお開き願います。 議案第 33 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。 土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。 84 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、花泉地域の 1 件です。 新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。 以上で、説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 33 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 33 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 33 号」を可と決します。 次に、「議案第 34 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る

佐藤局長補佐

議 長

7 番
菅原 聡子 委員

意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

85 ページをお開き願います。

議案第 34 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。

87 ページをお開き願います。

本議案に係る申出は、農用地区域からの除外が 18 件、農用地区域への編入が 47 件です。

最初に農用地区域からの除外申出ですが、第 1 号から第 3 号までの 3 件は、一関地域に係る申出です。

第 4 号から第 6 号までの 3 件は、大東地域に係る申出です。

第 7 号から第 14 号までの 8 件は、千厩地域に係る申出です。

第 15 号は、室根地域に係る申出です。

第 16 号から第 18 号までの 3 件は、藤沢地域に係る申出です。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載の目的で、転用が計画されていることによるものです。

いずれの案件も、農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった際は、総会で、それぞれ審議することとなります。

88 ページをお開き願います。

次に、農用地区域への編入の申出です。

第 1 号から第 47 号までの 47 件は、大東地域に係る申請です。

編入理由につきましては、記載のとおり「土地改良事業施行区域に編入するため。」です。

なお、編入につきましては、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 34 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 101 から No. 102 について、別紙農地転用等現地

議 長

5 番

及川 務 委員

調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 301 から No. 302 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農振除外現地調査報告をいたします。

22番

遠藤 真一 委員

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 401 から No. 406 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農振除外現地調査報告をいたします。

17番

藤原 美喜男 委員

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 603 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農振除外現地調査報告をいたします。

8 番

佐藤 和威治 委員

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、No. 801 から No. 803 について、別紙農地転用等現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影

議

長

響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 34 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見
について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 34 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 5 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

本日も円滑なご質疑、大変ありがとうございました。

(午後 2 時 46 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員